

ワークショップにご参加ください

南相馬市公共交通活性化協議会では、鹿島区および原町区における公共交通実証運行へ向けた取り組みについて、利用者の立場からアイデアを出し合う「ワークショップ」を開催します。

このワークショップは、公共交通に関心をお持ちの方などなたでも参加でき、利用者の視点に着目したニーズや今後の方向性、運行の在り方などの意見を交換するものです。



鹿島区

開催場所

鹿島区役所会議室

テーマ

第1回ワークショップ

- 鹿島区公共交通の現況
- 南相馬市地域公共交通総合連携計画（鹿島区）について
- 鹿島区デマンド運行の導入可能性と路線バス等の再編について

第2回ワークショップ

- 第2回検討会議の結果報告
- 鹿島区の公共交通の在り方について

八沢・真野地区

【第1回】

とき 10月19日(月)
18時30分～20時

【第2回】

とき 11月7日(土)
10時～11時30分

上真野南部地区

(鹿島小学校通学区)

上真野北部地区

(上真野小学校通学区)

【第1回】

とき 10月20日(火)
18時30分～20時

【第2回】

とき 11月7日(土)
13時30分～15時

問合せ

南相馬市公共交通活性化協議会事務局
(南相馬市総務企画部企画経営課)

☎ 24 5 2 1 7
FAX 24 5 2 1 4

これからこの公共交通を一緒に考えましょう



原町区

開催場所

各地区生涯学習センター

テーマ

第1回ワークショップ

- 原町区公共交通の現況
- 南相馬市地域公共交通総合連携計画（原町区）について
- 路線バスの再編と循環バス等の導入について

第2回ワークショップ

- 第1回ワークショップの結果報告
- 原町区の新たな公共交通導入可能性について

原町・大甕・高平地区

【1回目】

とき 10月26日(月)
18時30分～20時

【2回目】

とき 11月28日(土)
10時～11時30分

※原町地区の開催場所は市役所2階正庁です

石神・太田地区

【1回目】

とき 10月27日(火)
18時30分～20時

【2回目】

とき 11月28日(土)
13時30分～15時

小高区

9月1日から 実証運行中



▲総合病院を出発するシャトルバス

税だより

市民税 県民税

問合せ

小高区 税務課 課税係 ☎44 6 7 1 5

鹿島区 税務課 課税係 ☎46 2 1 1 2

総務企画部 税務課 市民税係 ☎24 5 2 2 6

10月から年金からの特別徴収 (天引き)が始まります

10月の年金支給分から市県民税の特別徴収(天引き)が始まります。

特別徴収(天引き)とは、年金を支給する機関(社会保険庁等)が、皆さんの年金から市県民税を差し引きして、市に直接納付することです。

※この制度は納付方法を変更するもので、新たな税負担はありません。また、納付書や口座振替で納める方法へ変更できません。



対象となる方は

次の要件すべてに該当する方です

- ①平成21年4月1日現在、65歳以上で、年額18万円以上の公的年金等(遺族年金や障害年金は含みません)を受給されている方
- ②公的年金等に係る市県民税を納税されている方
- ③介護保険料が年金から特別徴収(天引き)されている方

対象となる税額は

公的年金等に係る所得額から計算した税額です。

公的年金等以外(給与所得や事業所得等)の所得から計算した税額は、これまでどおり給与からの特別徴収や普通徴収での納付となります。

平成21年6月以降に通知している「市民税・県民税税額決定納税通知書」または「変更決定通知書」をご確認ください。通知書の見方は下記のとおりです。

公的年金等に係る市県民税額が変更になった方へ

年の途中で公的年金等に係る市県民税額が変更になった方は、年金からの特別徴収は停止になります。

停止時期によっては、特別徴収されることがありますが、その金額は後日、還付されます。

税額決定納税通知書(③ページ)の見方

2. 公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額については、公的年金の支払の際にその支払者が徴収します。

(1)公的年金から特別徴収の方法によって徴収する額及び徴収月

| 徴収月 | 特別徴収税額(円) |
|----------|-----------|
| 平成21年10月 | 12,700 |
| 平成21年12月 | 12,700 |
| 平成22年2月 | 12,700 |

天引きとなる月と税額を表示しています。

(2)特別徴収を行う公的年金の支払者の名称及び種類

| | |
|---------|-------|
| 支払者の名称 | 社会保険庁 |
| 公的年金の種類 | 〇〇〇年金 |

天引きする年金の支払い者と年金の種類を表示しています。

(3)あなたが本年度において公的年金からの特別徴収の対象者であり、かつ、来年度も引き続き公的年金の支払を受ける場合は、公的年金の支払者が次の額を特別徴収の方法によって徴収することになりますので、地方税法第321条の7の8の規定によって通知します。

| 徴収月 | 仮特別徴収税額(円) |
|---------|------------|
| 平成22年4月 | 12,700 |
| 平成22年6月 | 12,700 |
| 平成22年8月 | 12,700 |

来年度(22年度)に仮徴収する市県民税額を表示しています。